

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

いわて子どもの森条例の一部を改正する条例

いわて子どもの森条例（平成15年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後								
別表第 2 （第 6 条関係）					別表第 2 （第 6 条関係）								
区 分			単 位	利 用 料 金 の 上 限 額	附属の設 備の利用 料金の上 限 額	区 分			単 位	利 用 料 金 の 上 限 額	附属の設 備の利用 料金の上 限 額		
宿泊室	基本利用料金		[略]	円 6, 630	附属の設 備を使用 する場合 において は、1 件 ご と に 1, 320 円 の範囲内 で知事が 定める額	宿泊室	基本利用料金		[略]	円 6, 810	附属の設 備を使用 する場合 において は、1 件 ご と に 1, 360 円 の範囲内 で知事が 定める額		
	加算利 用料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	670			加算利 用料金	小学校児童、中 学校生徒及び高 等学校生徒	[略]	690			
		一般	[略]	1, 320				一般	[略]	1, 360			
会議室			9 時から12時まで	1, 320		会議室			9 時から12時まで	1, 360			
			13時から17時まで	1, 850					13時から17時まで			1, 900	
			9 時から17時まで	3, 180					9 時から17時まで			3, 270	
研修室			9 時から12時まで	5, 430		研修室			9 時から12時まで	5, 570			
			13時から17時まで	7, 290					13時から17時まで			7, 480	
			9 時から17時まで	12, 710					9 時から17時まで			13, 040	
調理体験室			9 時から12時まで	2, 390		調理体験室			9 時から12時まで	2, 460			
			13時から17時まで	3, 180	13時から17時まで				3, 270				

			9時から17時まで	<u>5,560</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>12,060</u>
			13時から17時まで	<u>16,160</u>
			9時から17時まで	<u>28,210</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>18,150</u>
			13時から17時まで	<u>24,240</u>
			9時から17時まで	<u>42,390</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>36,290</u>
			13時から17時まで	<u>48,480</u>
9時から17時まで			<u>84,770</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,320</u>
		一時使用	[略]	<u>670</u>
	世界の テント	宿泊	[略]	<u>3,970</u>
		一時使用	[略]	<u>1,990</u>
シャワー			[略]	<u>140</u>
[略]				

			9時から17時まで	<u>5,710</u>
多目的 ホール	入場料等を徴収しない 場合		9時から12時まで	<u>12,370</u>
			13時から17時まで	<u>16,580</u>
			9時から17時まで	<u>28,940</u>
	入場料 等を徴 収する 場合	興行として行う ものでない場合	9時から12時まで	<u>18,620</u>
			13時から17時まで	<u>24,870</u>
			9時から17時まで	<u>43,480</u>
		興行として行う ものである場合	9時から12時まで	<u>37,230</u>
			13時から17時まで	<u>49,730</u>
9時から17時まで			<u>86,950</u>	
テント サイト	一般サ イト	宿泊	[略]	<u>1,360</u>
		一時使用	[略]	<u>690</u>
	世界の テント	宿泊	[略]	<u>4,080</u>
		一時使用	[略]	<u>2,050</u>
シャワー			[略]	<u>150</u>
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。